

●宿泊制度比較表（ 特区民泊、住宅宿泊事業、旅館業 ）

	特区民泊	住宅宿泊事業 (民泊新法)	旅館業 (簡易宿所)
行政への手続	認定（市）	届出（県）	許可（市）
旅館業法	適用除外 (国家戦略特別区域法)	適用除外 (住宅宿泊事業法)	旅館業法
実施地域	若葉区、緑区	全市	全市
用途地域	住居専用地域 市街化調整区域	住居専用地域 住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 (市街化調整区域)	住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域
建物用途	住宅、長屋、 共同住宅	住宅、長屋、共同住宅、 寄宿舎	ホテル・旅館
営業日数上限	なし	180日	なし
宿泊日数制限	2泊3日以上	なし（1泊からOK）	なし（1泊からOK）
苦情受付者	事業者	家主（事業者） ※家主不在型は管理者	事業者
近隣住民への事前説明	あり	なし (ガイドラインで推奨)	なし
標識	必要（条例）	必要	なし
宿泊者名簿	必要	必要	必要
フロント設置	なし	なし	必要（宿泊者の確認を適切 に行う設備*も可）
1客室の床面積	25㎡以上	なし	7㎡以上（条例）
客室の延床面積	なし	なし	33㎡以上 宿泊者10人未満は3.3㎡× 人数以上
客室収容制限	有効面積3.3㎡に1人（指導）	有効面積3.3㎡に1人（省令）	有効面積1.5㎡に1人（条例）
客室に必要な設備	台所、浴室、便所、洗面設備	台所、浴室、便所、洗面設備	なし（入浴設備、便所、洗 面設備は施設内に適当な規 模で設ければよい）
立入検査	あり（条例）	あり	あり
契約形態	賃貸借契約	宿泊契約	宿泊契約

* 事故等の緊急時の迅速な対応を可能とする設備、宿泊者名簿の記載、鍵の受渡し、宿泊者以外の出入りの状況の確認できる設備（ICT設備）を設ける場合は可